

## 評価結果反映状況（様式（案））について

### 地方独立行政法人法第 29 条（第 78 条の 2 第 7 項において準用）

地方独立行政法人は、前条第一項の評価の結果を、中期計画及び年度計画並びに業務運営の改善に適切に反映させるとともに、毎年度、当該評価の結果の反映状況を公表しなければならない。

### 1 公表方法

- 都民に向け、都、法人のホームページ等で公表
- 公立大学分科会には、次年度の業務実績等報告書とともに報告

### 2 公表内容

- 業務実績評価書の全体評価において「改善すべき点」として記載された事項
- その他、評価結果のうち必要な事項

### 3 公表のサイクル

- ① 年度評価結果の決定（令和 2 年度業務実績評価結果は、令和 3 年 8 月に決定予定）
- ② 法人は翌年度中に業務運営の改善等に取り組む（令和 3 年度）
- ③ 翌々年度に評価結果の反映状況を業務実績等報告書とともに提出・公表

### 4 法人に提出を求める様式（案）

A 4 横版を想定

#### 評価結果反映状況一覧

##### 令和 3 年度業務実績評価結果の主要な反映状況

評価項目	令和 3 年度評価における 主な指摘事項	令和 4 年度の業務運営等への反映状況
大項目番号○	●●については、中期計画に照らして不十分である。	●●の更なる事業展開に向けた取組 ・◆◆を整備し、××を実施 ・◇◇を達成 (詳細は、中期計画 No. 1-● (1) 参照)
大項目番号△	▲▲については、※※の取組が不十分であり、より積極的な取組が必要である。	令和 3 年度計画に反映
大項目番号■	・・・	・・・
前年度の業務実績評価書の抜粋		<b>業務実績評価結果に対して、法人が取り組んだ内容</b> ※概要を箇条書きで記載 ※評価が決定した翌年度以降の年度計画等の内容に反映したものがあれば記載